

○国立大学法人筑波大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの確保のための基本方針

〔令和5年3月23日〕
学 長 決 定

改正 令和 8年 5月28日

国立大学法人筑波大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの確保のための基本方針

大学における研究活動を活発に展開していくためには、海外の多様な大学・研究機関等との間で国際交流・国際共同研究を積極的に展開していくことが欠かせないことはいうまでもない。しかしながら、他方では、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクが各方面から指摘されている。すなわち、研究者が海外から情報や資金を求めたり、善意で海外から研究者・留学生を受入れたりするなどに伴い、意図せずして、利益相反・責務相反の状況に陥ったり、最先端の技術が懸念国・機関に流出し、それが世界平和の維持にリスクを生じる事態も招いている。

また、最近では、経済的、戦略的なリスクや国家的、国際的な安全保障のリスクをもたらず行為者や行動から研究コミュニティを保護する活動の必要性も高まっている。

こうした国の内外の情勢を踏まえると、本学としても、開放性や透明性のような、大学としての基本的な価値観を維持しつつ、多様なパートナーとの連携・協力関係を推進していくために、国際的に信頼性のある研究環境を構築するとともに、経済的、国際的な安全保障のリスクから研究コミュニティを保護することが喫緊の課題となっている。

このような本学を巡る状況において、研究インテグリティ・研究セキュリティの確保のため、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを適切に管理していくとともに、経済的、国際的な安全保障のリスクへの対応にも努めるものとする。

附 記

この決定は、令和5年3月23日から実施する。

附 記（令8. 5. 28）

この決定は、令和8年5月28日から実施し、この決定による改正後の国立大学法人筑波大学における研究インテグリティの確保のための基本方針の規定は、同年4月1日から適用する。